平成２１年（フ）第１８３号
沖縄県宜野湾市嘉数４丁目６番24―307号
ＶＩＥＷ　ＨＯＵＳＥ
債務者　金城　健二
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１８４号
沖縄県宜野湾市嘉数４丁目６番24―307号
ＶＩＥＷ　ＨＯＵＳＥ
債務者　金城ユカリ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９１号
沖縄県中頭郡読谷村字波平1896番地２
債務者　與儀　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９８号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目19番10号　２階
債務者　多嘉良朝洋
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２０４号
沖縄県宜野湾市字真志喜334番地２　池田産業ビル301号
債務者　田中　一子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６４４号
栃木県那須塩原市新町114番地32
債務者　人見　年春
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７００号
栃木県宇都宮市岩曽町1378番地55　大塚ハイツ201号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市今泉町3016番地９
債務者　伊藤　孝宜
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８４号
青森市橋本３丁目６番３号
債務者　髙松　和昭
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５７０４号
埼玉県鴻巣市箕田444―１―202
破産者　橋本　晋吉
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１４号
埼玉県吉川市関新田１丁目27番地２
破産者　株式会社ランドマーク
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１５号
埼玉県春日部市六軒町186―２
破産者　川連　育夫
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５４８号
神奈川県平塚市上吉沢539―４
破産者　村上　昌之
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６５５号
東京都豊島区池袋２丁目78―２―705
破産者　鈴木　泰三
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８４５０号
千葉県我孫子市湖北台10丁目６―２
破産者　徳田　定則
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２１４号
東京都青梅市新町７丁目58―10
破産者　五十嵐信久
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４７０号
東京都板橋区赤塚３丁目12―５―205
破産者　金丸　武士
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４０１号
東京都板橋区常盤台４丁目22―２
破産者　山下　保久
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４０２号
東京都板橋区常盤台４丁目22―２
破産者　山下眞砂子
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部